

本市農業経営基盤強化促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和5年9月
笠 岡 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の農業を取り巻く情勢

本市は、岡山県の西南端に位置し、広島県福山市と隣接し、瀬戸内の温暖な気候を活かして、稲麦、豆類や酪農、肉用牛、養鶏等による畜産物、もも、ぶどう等の果樹、いちご、なす等の野菜、花きなどの多彩な農畜産物を生産してきた。

しかし、気象的条件には恵まれているものの、平坦地が少ないなど、地理的条件が悪く、耕地率が低い上、農地基盤整備も進んでおらず、経営規模の拡大が阻まれ、笠岡湾干拓地を除いては、零細な経営がほとんどを占めている状態である。反面、経済的立地条件に優れ、他産業への労働力の流出により、兼業農家の増加や担い手不足等による農業労働力の量的・質的低下、農業者の高齢化が進み、農家の生産意欲は減退気味で、農業生産は横ばい傾向となっている。

また、中国地方の東西軸をなす山陽自動車道と笠岡ICといった広域交通網の整備等により、広域交流機能が形成されたため、農畜産物の流通が大きく変化し、さらに輸入農産物の増大でなお一層産地間競争が激化している。

こうした状況の中で、本市においては、令和2年3月に閣議決定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」が示す通り、担い手や労働力が困難になると予想されているため、稲作中心の農業だけでなく、稲作と畑作物の組み合わせによる複合経営の確立等により、地域の特色に適応した農地利用及び農業労働力の効率的な配分を図り、新たな技術等を活用した省力的かつ生産性の高い農業を育成するよう努める。

加えて、笠岡湾干拓地における大規模営農の推進、さらには平成23年8月に開業の道の駅「笠岡ベイファーム」における農産物直売所等の一層の活用や、一般国道2号笠岡バイパス、篠坂PAスマートインターチェンジ(仮称)の供用開始に向けて、広域交通網を活かした農業の確立が必要である。

さらに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択され魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営（育成・支援すべき担い手）を育成するための基本指針となることを目的に、令和12年を目標として定めるものである。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、「概ね」は8割とする。

また、新規認定農業者の確保数の目標を年間3経営体とする。

3 育成・支援すべき担い手の対象

(1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条により、本市(複数市町村で農業経営を営む場合は、営農区域に応じて県又は国)から農業経営改善計画の認定を受けた経営体

(2) 認定新規就農者

基盤強化法第14条の4に基づき、本市で青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3) 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体(認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く。)

ア 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者

イ 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者(平成25年度以降再認定を受けていない者の中から確認)

(4) 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

ア 特定農業団体

基盤強化法第23条に基づき、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

イ 集落営農組織

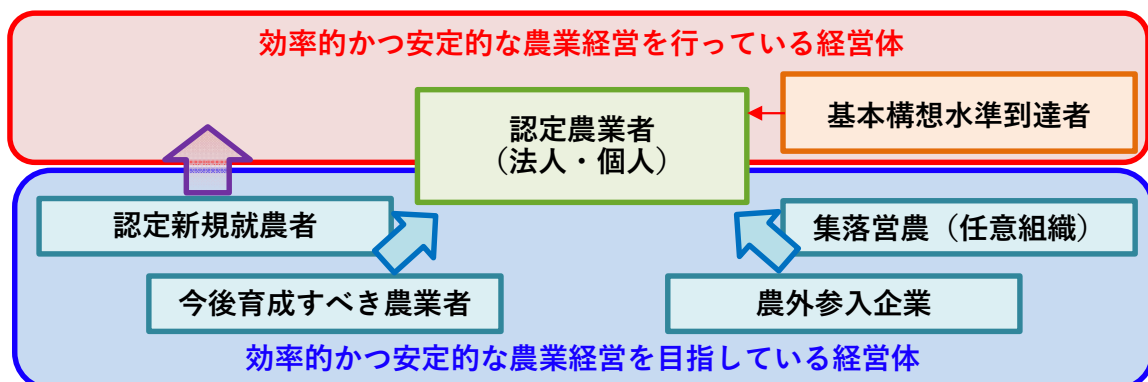
集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織

(5) 今後育成すべき農業者

地域計画(基盤強化法第19条に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図(目標地図)等を明確化し公表したもの。以下「地域計画」という。)に位置付けられていない、新たに農業経営を営もうとする青年等(定年帰農者等を含む。)のうち、本市が今後育成すべきと考える経営体

(6) 認定農業者等以外の農外から参入した企業

農外から参入した企業(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く。)



4 農業経営基盤強化の方針及び推進体制

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、本市地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の本市地域農業再生協議会によって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けた地域計画を策定し、利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集落段階での組織づくりを推進し、集落での話し合いの積み上げにより、地域計画を全市的に策定して、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、地域計画により農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の促進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

農用地の利用集積を進めるに当たっては、利用権設定等促進事業（旧基盤強化法第4条第3項第1号）や「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）、以下「農地中間管理事業法」という。」第2条第3項で規定された農地中間管理事業の積極的な活用を促し、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して、円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域計画の策定・変更等、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、本市管内農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっており、オペレーターの育成、農作業受託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、農村においては、基幹的農業従事者の約4割を女性が占めており、6次産業化の進展も含め、農業生産における重要な役割を担っていることから、女性が主体となっている経営体の農業経営改善計画の策定を支援するとともに、家族経営における農業経営改善計画の共同申請を推進する。また、集落営農組織等への参加・協力を通じ、女性の農業経営、地域農業の意思決定の場への参画を一層推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも基盤強化法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、基盤強化法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による認定農業者への農地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を促すものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業や土地改良事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 先進的な経営を目指す担い手の支援

本市は本市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の揭示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受けて行う。

また、稲作単一経営からの脱却を図ろうとする中山間の地区においては、新規に集約的作目導入を図るため、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営とし

ての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の過去5年間平均の新規就農者は年間1.5経営体であり、若干の上昇傾向が見受けられるが、従来からの基幹作物であるいちご、いちじく、なす等の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

21世紀おかやま農業経営基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標「年間150人以上」を踏まえ、本市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営当たり200万円以上、組織経営体の場合、主たる従事者1人当たり200万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保するためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業協同組合や、農業指導普及センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 笠岡湾干拓地

従来からの基幹作物であるいちご、いちじく、なす等を栽培する笠岡湾干拓地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合、農業普及指導センター等と連携し、いちご、いちじく、なす等の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 茂平地区

従来からの基幹作物であるいちじくを栽培する茂平地区において、新たに農業経営を営

もうとする青年等の受入等を重点的に進め、農業協同組合、農業普及指導センター等と連携し、いちじくの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営が行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型においてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 大 豆 (干拓を除く全域)	<作付面積等> 水稲 600a 大豆 150a 水稲作業受託 1,350a <経営面積> 2,100a	<資本装備> 作業場 200m² トラクター(32ps) 1台 ロータリー 1台 水田ハロー 1台 コンバイン(4条) 1台 育苗播種機 1台 田植機(6条) 1台 動力噴霧機 1台 糞摺機 1台 乾燥機 3台 草刈機 2台 播種機(4条) 1台 ビーンスレッシャー ビーンハーベスタ 豆選粒機 1台 管理機 1台 軽四トラック 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
水 稲 + 飼料米 (干拓を除く全域)	<作付面積等> 水稲 600a 飼料用米 200a 水稲作業受託 1,275a <経営面積> 2,075a	<資本装備> 作業場 200m² トラクター(32ps) 1台 ロータリー 1台 水田ハロー 1台 コンバイン(4条) 1台 育苗播種機 1台 田植機(6条) 1台 動力噴霧機 1台 糞摺機 1台 乾燥機 3台 草刈機 2台 播種機(4条) 1台 軽四トラック 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果 樹 + 水 稲 (全域)	<作付面積等> も も 70a ・白鳳 15a ・清水白桃 20a ・おかやま夢白桃 15a ・白皇 20a 水 稲 30a <経営面積> 100a	<資本装備> 作業場 90m² 黄色灯 70a スプリンクラー 70a スピードスプレー 1台 動力噴霧機 1台 草刈機 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台 もも樹 70a 水稻は全面委託	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・摘果，袋がけの作業に雇用を導入し，過重労働の防止を図る。
果 樹 + 水 稲 (全域)	<作付面積等> ぶどう 50a ・ピオーネ(簡易被覆) 20a ・オーロラブラック (簡易被覆) 20a ・瀬戸ジャイアンツ (簡易被覆) 5a ・シャインマスカット (簡易被覆) 5a 水 稲 30a <経営面積> 80a	<資本装備> 作業場 90m² 果樹棚 50a 簡易被覆施設 50a 灌水施設 50a 軽四トラック 1台 GA処理機 1台 動力噴霧機 1台 トレンチャー 1台 運搬車 1台 草刈機 1台 ぶどう樹 50a 水稻は全面委託	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・摘果，袋がけの作業に雇用を導入し，労働負担の軽減を図る。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作 (全域)	<作付面積等> いちじく(露地) 50a <経営面積> 50a	<資本設備> 作業場 90m² 灌水施設 5,000m² パイプハウス 2,000m² 防風ネット 5,000m² 動力噴霧機 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台 いちじく樹 50a	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入
野菜 ＋ 果樹 (干拓)	<作付面積等> いちご 10a いちじく(露地) 20a <経営面積> 30a	<資本設備> 作業場 90m² 灌水施設 3,000m² パイプハウス 1,000m²×1 燃料タンク 1基 動力噴霧機 1台 温風暖房機 2台 換気扇 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台 いちじく樹 20a 高設栽培システム 1式 育苗ハウス 100m²	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入
野菜 ＋ 麦 (干拓)	<作付面積等> タマネギ 100a ニンジン 100a ブロッコリー 50a 大根 50a 大麦 200a <経営面積> 500a	<資本設備> 作業場 100m² トラクター 2台 (1台共同) 堀取り機 1台 コンバイン 2台(共同) 軽四トラック 1台 動力噴霧機 1台 播種機(6条) 1台 移植機 1台 管理機 1台 灌水装置	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 ＋ 麦 (干拓)	<作付面積等> 促成なす 20a 露地なす 10a 大麦 470a <経営面積> 500a	<資本装備> 作業場 100m² ビニールハウス 2,000m² 二重カーテン装置 2,000m² 温風暖房機 3台 灌水施設 2,000m² 換気扇 3台 動力噴霧機 1台 自走式防除機 1台 播種機（6条） 1台 灌水ポンプ 1台 トラクター 1台 軽四トラック 1台 燃料タンク 3基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 栽培施設は自動環境制御とする 麦の機械は共同利用とする	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・なすの管理，収穫作業は雇用を導入して労働負担の軽減を図る。

※ 麦の機械 →

トラクター	1台
コンバイン	1台
播種機（6条）	1台
防除装置	1式
ミスト機	1台
草刈機	1台
梱包機	1台
運搬車	1台
軽四トラック	1台

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き 専作 (全域)	<作付面積等> バラ 50a <経営面積> 50a	<資本装備> 作業場 100m² 鉄骨温室 5,000m² 灌水施設 5,000m² 農業用エアコン(5ps)20台 環境制御装置 一式 トラクター (14ps) 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 換気扇 10台 軽四トラック 1台 冷蔵庫 1台 選花機 1台 結束機 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 自動環境制御，無人防除，養液土耕等の施設を導入し，省力化と作業強度の改善を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・季節雇用を必要とするが，労働の質が高いことが要求されるので，周年雇用を目指す。
花き 専作 (全域)	<作付面積等> 花き ・ラークスパー 11月出し 10a 2~3月出し 5a 5~6月出し 10a ・プープレウム 12月出し 10a 5~6月出し 5a <経営面積> 40a	<資本装備> 作業場 50m² ビニールハウス 2,500m² 灌水施設，一式 トラクター 13.5ps 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 換気扇 5台 軽四トラック 1台 冷蔵庫 1台 温風暖房機 3台 燃料タンク 5基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 省力技術を導入し，作業強度の改善を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・季節雇用を必要とするが，労働の質が高いことが要求されるので，周年雇用を目指す。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専作 (全域)	<飼養規模> 乳用牛 200頭 (ホルスタイン) 飼料作物 4,000a	<資本装備> 畜舎(鉄骨スレート) 2,435㎡ ハウス乾燥発酵施設 2,865㎡ 貯蔵用堆肥舎 131㎡ ハウス乾燥機械 1台 TMRミキサーフィーダー 24㎡ フイードステーション 2種類用 個体識別飼料給与システム 繁殖管理システム エサ寄せロボット	・複式簿記記帳により正確な会計帳簿を作成する	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・人材の確保・育成を図るため社会保険制度を充実させる
肉用牛 専作 (肥育) (全域)	<飼養規模> 肉用牛 200頭 (肥育・黒毛和種)	<資本設備> 畜舎(木造スレート) 2,000㎡ たい肥舎 501㎡ 飼料給餌車 2台 扇風機 40台 ホイルローダー(30ps) 1台 ダンプカー(2t) 1台 マニュアルスプレッター 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・ヘルパー制度の導入
養鶏 専作 (全域)	<飼養規模> 鶏(採卵) 50千羽	<資本装備> 鶏舎(864㎡) 5棟 農機具庫 150㎡ 鶏糞乾燥ハウス 1,000㎡ かくはん搬送機 2台 飼料タンク(3t用) 4基 成鶏ケージ 50,000個 自動給餌機 3×5セット 自動集卵機 6×5セット ショベルローダー 2台 鶏糞袋詰機 2台 動力噴霧機 1台 トラック 1台	・複式簿記基調により正確な会計帳簿を作成する	・近代的施設の導入により省力管理を行う ・人材の確保・育成を図るため社会保険制度を充実させる

以上が効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標である。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

なお、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 (全域)	<作付面積等> いちご（土耕） 10a <経営面積> 10a	<資本装備> 作業場 100m² ビニールハウス 1,000m² 二重カーテン装置 1,000m² 温風暖房機 1台 灌水施設 1,000m² 換気扇 1台 動力噴霧器 1台 軽四トラック 1台 燃料タンク 3基 育苗ハウス 100m²	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・栽培施設は自動環境制御とする。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・いちごの収穫，出荷調整作業は雇用を導入して労働負担の軽減を図る
果樹専作 (全域)	<作付面積等> いちじく（露地） 40a <経営面積> 40a	<資本装備> 作業場 100m² 灌水施設 3,000m² 動力噴霧器 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・いちじくの収穫，出荷調整作業は雇用を導入して労働負担の軽減を図る
野菜 (全域)	<作付面積等> 促成なす 20a <経営面積> 20a	<資本装備> 作業場 100m² ビニールハウス 2,000m² 二重カーテン装置 2,000m² 温風暖房機 3台 灌水施設 2,000m² 換気扇 3台 動力噴霧器 1台 軽四トラック 1台 燃料タンク 3基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・栽培施設は自動環境制御とする	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・なすの管理，収穫作業は雇用を導入して労働負担の軽減を図る

以上が、新たに農業経営を行う場合の基本的指標である。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第1の6の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

ア 受入環境の整備

農業協同組合、農業指導普及センター、先進農家等と連携し、就農相談会等での就農情報（研修、空き家等に関する情報）の発信を行うとともに、就農希望者の受入環境整備を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

(2) 本市が主体的に行う取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が中心となり、農業協同組合、農業普及指導センター、農業委員、農業士、岡山県青少年農林文化センター三徳園等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本市地域農業再生協議会のもとで相互連携を図りながら、本市が中心となり、地域計画の作成・変更に伴う話し合いや地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、同世代の若手農業者との仲間づくり、交流の機会の設置、参加誘導を図る。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や、経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域における地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については県農業経営・就農支援センターを中心に連携を図り、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等のフォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら取組を進める。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

ア (2)アに掲げる取組をはじめ、農業協同組合と連携して、区域内における就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者に必要となる情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供を行う。

イ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいないと思われる場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供を行う。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の割合

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の割合 (耕地面積に占める割合の目標)	備考
43%	

(2) 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、家族経営体、組織経営体の地域における農用地利用（主な基幹的作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀。その他の作目についてはこれらに準ずる農作業）をその生産した農作物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する特定作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用取組を推進する。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域計画の策定を通じて、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずるとともに、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加や担い手への集積の加速化に取り組むこととする。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

また、農地中間管理事業法第4条で指定された農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）が実施する同法第2条で規定された農地中間管理事業も積極的に活用するよう促す。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、岡山県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本指針」の第5章の1『農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項』に定められた方針に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 地域計画推進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の自然的、地形的特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

(1) 本市の北部に位置する北川、新山、吉田地区は、古くから水田が開け、米穀地帯となっており、本市の米生産の60%のシェアを占めている。これらの地区については、大規模機械、施設の整備により、作業の集団化を促進するため利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

(2) 笠岡湾干拓地においては、これまでに国庫補助事業により、入植増反者の組織育成や農業近代化機械、施設の整備や基幹的営農施設の整備を進めてきたが、入植増反農家の経営安定のため、さらに関係農業団体及び、入植増反者が一体となり、高い生産性及び所得水準を確保した産地づくりを推進する。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

（ア）農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件の全て（農地所有適

格法人にあっては、a、d及びeに掲げる要件の全て）を備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
- e 所有権移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、地域計画に位置付けられている者であること。

（イ）混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

（ウ）農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）のa及びbに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、aに掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他旧農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）。以下「旧政令」という。）第5条で定める者を除く。）は次に掲げる全てを備えるものとする。

（ア）その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に

利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の構成員（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）

が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつこれら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から旧基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）別紙9の第1に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引

き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

ア 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに調整を行い、その調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ又はウに定める申出を行う場合において、（４）のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

ア 本市は、（５）のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、（５）のイからウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの（イ）に掲げる事項については、（１）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（（１）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の始期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

（ア）その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

（イ）その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合や、その他の事由により撤退した場合の混乱を防止するための事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）のイに規定する土地ごと（７）のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨

及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）のアからカまでに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

本市が、（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（12）紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取消し等

ア 本市の長は、次に掲げるいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）のエに規定する者（旧基盤強化法第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

（ア）その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

（イ）その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

（ウ）その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

（ア）（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

（イ）アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 本市は、イの規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 本市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 本市農業委員会は、イの規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構の活用を促すものとする。本市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期について

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市広報への掲載やインターネットの利用等に加えるほか、農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。

(2) 協議の場の参加者について

協議の場の参加者については、農業者、市（担当課：産業部農政水産課）、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

なお、協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せや相談等への対応を行うための窓口については、市担当課に設置する。

(3) 農用地等の区域について

人・農地プランが作成されている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を検討する。

(4) 利用権の設定等の進め方について

本市は、地域計画の策定に当たって、岡山県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農業者等の組織する団体による農地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然

的條件，農用地の保有及び利用の状況，農作業の実施の状況，農業経営活動の領域等の観点から，農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は，（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化，農作業の効率化，その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

（イ）農用地利用改善事業の実施区域

（ウ）作付地の集団化，その他農作業の効率化に関する事項

（エ）認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

（オ）認定農業者に対する農用地の集積目標，その他農用地の利用関係の改善に関する事項

（カ）その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては，アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

ア （２）に規定する区域をその区域とする農業者等の組織する団体で，定款又は規約及び構成員につき基盤強化法第２３条第１項に規定する要件を備える者は，基本要綱参考様式第６－１号の認定申請書を本市に提出して，農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は，申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当する時は，基盤強化法第２３条第１項の認定を行う。

（ア）農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

（イ）農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは，農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること

（ウ）農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること

（エ）（４）のアの（エ）に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

（オ）農用地利用規程が適正に定められており，かつ，申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

ウ 本市は，イの認定をしたときは，その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は，農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア （５）のアに規定する団体は，農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみ

て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業用の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、（４）のＡに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

（ア）特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

（イ）特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

（ウ）特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

（エ）農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）のＡの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）のＡの認定を行う。

（ア）イの（イ）に掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

（イ）申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなす。また、特定農用地利用規程については、基盤強化法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

ア （５）のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周

辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう求めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、本市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農作業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進

カ 農作業の委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準等の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行法方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設などを通じて、農作業の委託又は委託を行うとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業協同組合、農業指導普及センター、先進農家等と連携し、就農相談会等での就農情報（研修、空き家等に関する情報）の発信を行うとともに、就農希望者の受入環境整備を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が中心となり、農業協同組合、農業普及指導センター、農業委員、農業士、県農業大学校等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本市が中心となり、地域計画の策定・見直しの話し合いや本市地域農業再生協議会のもとで相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、青年農業者クラブやJ A青壮年部活動等、同世代の若手農業者との仲間づくり、交流の機会の設置、参加誘導を図る。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や、経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センターが中心となり、

技術や経営ノウハウについての習得，就農後の営農指導等のフォローアップについては農業普及指導センター，農業協同組合，農業士等，農地の確保については農業委員会，農地中間管理機構等，各組織が役割を分担しながら取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は，1 から 6 に掲げた事業の推進に当たっては，農業経営基盤の強化の促進に必要な，以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は，国及び県が主体の補助事業等によって地域農業の担い手の育成を図っているが，引き続き農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 本市は，水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって，水稻作，転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に，本市の北部地域は比較的平坦な水田地帯となっており，転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積，連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

大規模機械，設備の整備により，作業の集団化を促進するため利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は，農業委員会，農業普及指導センター，農業協同組合，土地改良区，農用地利用改善団体，その他の関係団体と連携しつつ，農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに，今後10年に渡り第1，第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について，関係各機関・団体等との連携・行動計画を樹立する。また，このような長期行動計画と併せて，年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し，関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会，農業協同組合は，その他の関係団体と連携し，農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう，本市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし，本市は，このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか，農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については，別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 6 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 13 年 3 月 31 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 26 年 9 月 15 日から施行する。
- 8 この基本構想は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和 4 年 1 月 28 日から施行する。
- 10 この基本構想は、令和 5 年 月 日から施行する。ただし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。

。

別紙1（第5の1の（1）カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公共用に供する場合に限る）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に既定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧基盤強化法第18条第3項第2号イに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

対象土地を混牧林地や農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること

- （3）土地改良法第2条第2項の各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること

別紙2（第5条の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は、3年、6年、又は10年（農業者年金制度の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、10年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、3年、6年、10年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定され（又は移転され）る利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨定めるものとする。なお、農地中間管理事業による場合は、	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又ははその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

10 年以上となるように努めるものとする。	のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について（平成 13 年 3 月 1 日付け 1 2 経営第 1 1 5 3 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。		
-----------------------	---	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借または使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の 3 と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者をいう。）と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有者は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。